

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	1	08_消防・防災・安全	一般市	笠間市	内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第1項、第5条、第43条 道路交通法施行令第3条の2第1項第8号	市道における一時停止の交通規制の警察署長権限を恒久的なものへ拡大	都道府県公安委員会が許可する指定場所における一時停止の交通規制の権限について、道路交通法施行令第3条の2第1項第8号の適用期間が1カ月を超えないものではなく、地域の状況を十分に把握している警察署長の判断により恒久的に許可をいただけるよう改正を強く要望します。	【制度改正の経緯】 道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通の安全と円滑、③交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められております。各警察署から交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会で許可している状況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対応していただけていない状況です。 【支障事例】 通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制協議については、工事の施工期間もありますので、事前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますので、特に問題は生じていませんが、道路新設や拡幅等で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止(止まれ)」等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあります。「一時停止」の自線一本を引くという工事的には軽微な事ですが、この問題を解決するためには、道路交通法の改正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考えています。 【制度改正の必要性】 既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を要し、更に現場施工完了までには2～3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交通量が増えて危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が遅くなってしまいます。 【懸念の解消策】 市町村から所轄の警察署 → 都道府県警察本部 → 各県公安委員会で決定 → 都道府県警察本部で工事発注・施工という流れになってはいますが、専決事項で都道府県警察本部で判断しているものであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議になり、実行までの時間が短縮されるということになります。さらに、市町村と所轄の警察署間の協議により市町村の予算で施工することが出来れば短期間で設置ができます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	2	02_農業・農地	中核市	倉敷市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成26年6月25日26経第370号)	「長期利用財産処分報告書」を提出するに当たっての提出書類の明確化、手続の簡素化	農業集落排水施設を財産処分し、公共下水道に接続するため「長期利用財産処分報告書」を提出しようとしていますが、なにをもって報告書を受理できるか詳細に基準を明示していただくとともに、事前協議の短期化、及び受理が簡潔になるよう緩和していただきたい。	【支障事例】 現在、本市において右記法令により、農業集落排水施設を公共下水道に接続するよう、岡山県を通して「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設(農業集落排水施設の処理場等)が、「長期利用財産(10年以上)であり、地域活性化等を図るために行う財産処分であれば、補助事業者(市)による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理により承認行為となる」となっており、それに基づき行うものです。この報告書を提出するにあたり、地域活性化等を図るということで、処理場の後地利用の計画を防災倉庫、防火水槽等で利用することとしています。しかし、提出書類について明示されていないと思われるものまで、届出の過程で提出するよう不備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっております。たとえば、防災倉庫にはどのようなものをいくつ置くのか等利用計画書の作成を求められることや、地域防災計画への掲載を求められることなどです。(詳細は別添のとおり) 【懸念の解消策】 申請に必要な提出書類について、受理可能となる基準を詳細に明示されることにより、地方公共団体が適切に届出事務を行い、補助対象財産を有効活用することに資すると思われれます。また、事前協議の時間も短期間で終了すると思われれます。 本市における農業集落排水施設は、老朽化しており汚水処理費、及び維持管理費の負担が年々増しております。その中で、近隣まで整備された公共下水道に接続することは、本市にとって効率的で、必要不可欠な事業であり、是非とも早急に成し遂げたいと思っております。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	5	06_環境・衛生	施行時特例市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条第1項	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。	【支障事例】 地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単位の短期間で、お試しで移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組んでいる。一方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。 現行制度において空き家を短期間賃貸に供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とみなされる可能性があり、同法に基づく施設構造基準、衛生措置基準など一般住宅とは異なる改修等が必要となることから、改修費用や改修後の売買価値の低下等の問題により、短期間賃貸に供することが困難になる。 また、宿泊営業を最終的な目的としていない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課すことも、空き家の利活用を妨げる要因となっている。 【制度改正の必要性と効果】 空き家は、過去に居住の為に利用されており、最低限度の衛生を確保する設備は備えられている。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定多数の者が反復して利用することは考え難い。したがって、売買等の前提として空き家を短期間賃貸させる場合については、旅館業法の許可は不要であると考えられる。 これにより、移住希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するとともに、空き家の解消にも繋がる。 【懸念の解消策】 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各自治体において登録制度を創設することにより、対象を売買等を目的とした空き家に限定し、通常の宿泊営業目的の物件を除外することが可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

※空白セルの案件については、措置結果（水色タイトル帯）の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【警察庁】 (2)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる交通規制が迅速に実施されることが望ましいことを都道府県警察に平成27年度から周知する。</p>			<p>【警察庁】「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について(平成28年2月12日付け警察庁交通局交通規制課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h271</p>	
<p>6【農林水産省】 (21)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必要最小限のものとなるよう、「長期利用財産処分報告書」の記載事例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】長期利用財産処分報告書の記載事例の通知について(平成28年3月15日付け農村振興局整備部地域整備課農村資源循環班課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h272</p>	
<p>6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (1)移住を希望する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、①空き家物件の利活用事業の実施主体である地方公共団体において対象物件が特定され、②居住しようとする者が真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合における宿泊サービスの提供については、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について(平成28年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h275</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	6	09_土木・建築	施行時特例市	福井市	厚生労働省、国土交通省	A 権限移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条から第11条、第15条	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	7	06_環境・衛生	施行時特例市	福井市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道管きょの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)	下水道管渠の更生工法に対する交付対象条件の緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の要求性能を満たしているかの確認は、日本下水道新技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いしたい。	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管きょの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を特に求められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きょの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」をもとにしている。 しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす場合がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議の簡素化を要望する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	10	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項・第14項	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。 現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、「地方創生時代の体系へ」運用の見直しをすべきである。 【支障事例】 府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。 具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省(3)】【国土交通省(3)】 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。					
6【国土交通省】 (17)社会資本整備総合交付金 (i)「下水道管きよの更正工法による改築に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)に基づいて国土交通大臣と個別に協議を行うこととされている工法については、日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業により建設技術審査証明書を取得した工法等一定の技術的知見の蓄積がある場合には、協議を簡素化できるよう、当該通知を平成27年度中に改正する。 (ii)「下水道管きよの更正工法による改築に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)において、交付対象となる工法に適用すべき基準等とされている「管きよ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平23日本下水道協会)については、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改定がなされるよう、日本下水道協会と引き続き適時適切に協議を行う。			【国土交通省】下水道管きよの更生工法に係る個別協議の運用について(平成28年1月18日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h277	
6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)		
H27	11	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限や、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を聴くこととはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して決定・指定することとなり、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければいけない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の実情に応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。	【制度改正の必要性】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html		
H27	12	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直ししていくべきである。 都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。 なお、府県域を越えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例が府県境を越えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。	【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html	
H27	13	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水循環基本法第5条)従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係る民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能である。	【支障事例】 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	【懸念の解消】 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大員権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	14	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】 国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海城公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあつては、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>【懸念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。</p> <p>【支障事例】 法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	15	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】 国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国立公園については、関係府県の調整により国立公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。そもそも、国立公園及び国立公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。</p> <p>【支障事例】 兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。</p> <p>【懸念の解消】 自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	18	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65・66・68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の二 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条 等	保険医療機関の指定・監督権限の移譲	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広域連合への移譲を求める。	<p>(提案にあつての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないように地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	21	05_教育・文化	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 大学設置基準	大学設置認可に係る事務・権限の移譲	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加するとともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認可権限の移譲を求める。	【基本的な考え方】 大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加するとともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学(サテライト校、連携大学院などを含む。)に関する設置認可の権限を広域連合に移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聴くことを設けること。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域のニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学の新規設置・充実が不可欠である。 地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域連合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 【支障事例】 認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日程の相談となるため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	22	05_教育・文化	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	文部科学省	A 権限移譲	私立大学等経常費補助金交付要綱 等	地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲	地方大学の新規設置・拡充がなされる場合における補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	【基本的な考え方】 地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブを盛り込んだ制度を構築した上で、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くことを設けること。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。補助金制度に地方大学の新規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	23	05_教育・文化	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	文部科学省	A 権限移譲	私立大学等経常費補助金交付要綱 等	地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	【基本的な考え方】 地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してもインセンティブ効果が生じるよう私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しを実施したうえで、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くことを設けること。 【制度改正の必要性】 国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。 補助金制度に外国人留学生の受入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学(外国人留学生)の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22 法26) 大学の設置の認可(4条)については、大学の地域に対する社会貢献の観点から、申請者に対し、大学設置予定地の地方公共団体や連携を進める予定の地方公共団体など可能な限り複数の地方公共団体の意見を聴取するよう依頼し、当該認可に際し、大学設置・学校法人審議会において、それらの地方公共団体から意見聴取を行うこととともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27 年度中に周知する。			【文部科学省】地方分権に関する提案を踏まえた私立大学等改革総合支援事業の改善	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2721	
4【文部科学省】 (2)私立大学等経常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)については、平成28 年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27 年度中に周知する。					
4【文部科学省】 (2)私立大学等経常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)については、平成28 年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27 年度中に周知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	24	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第13条 高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合に、必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、進学や就職で首都圏に出て行った、ゆかりのある高齢者の里帰りを促進するため、「住所地特例制度」の適用対象を拡大することを求める。 具体的には、 ・首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が ・実家等(サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等)へ里帰りする場合に ・必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合も「住所地特例制度」の対象とする。 ※住所地特例が認められるサ高住 必須のサービス+食事提供や入浴介助等のサービス (制度改正の必要性等) 首都圏では、まだまだ高齢者が増加するが、施設整備が十分でないため、大量の待機者が発生する見込みであり、新規建設をすると膨大なコストが発生する。 一方、出身地では、将来的には介護余力の発生が見込まれる。また、首都圏と比較し介護従事者の割合が高く、雇用の受け皿として重要であるが、このままでは、介護従事者の職が失われ、人口流出が加速するおそれがある。 そこで、首都圏に在住するゆかりのある高齢者の出身地への里帰りを促進し、介護余力の生じる出身地の施設を有効活用することにより、首都圏での新規建設を抑えることができ、全国トータルで建設コストの節減が可能となる。 加えて、出身地の介護需要が維持され、若者をはじめとする介護従事者の雇用の場が確保され、地域振興とともに地域経済の活性化に寄与する。さらには都会で住む高齢者が、医療・介護資源が充実し自然豊かで食べ物おいしい出身地でゆとりある生活を送ることができ、都会の高齢者に潤いをもたらす。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html
H27	25	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版CCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリアフリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリアフリー化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html
H27	27	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合 【共同提案】滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府	A 権限移譲	災害対策基本法 第86条の13	大規模災害における広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的、物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定める関西広域応援・支援実施要綱を作成している。 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受けることが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。 こうした状況のなかで、構成団体が府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な支援を行えるよう、以下の点について災害対応法制を見直す必要がある。 災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行できる規定とすることを求める。 なお、東日本大震災において、関西広域連合は現地本部の情報をもとに避難者の受入を表明し、関西における受入調整・環境整備を行った実績があり、国と同等の事務執行が可能であるため、国が行う代行業を関西広域連合が行っても支障は生じない。また、これまでの実績により調整をスムーズに行うことが可能であると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(19) 介護保険法(平9法123)</p> <p>(iii) 必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)5条1項に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供する高齢者向けの賃貸住宅)については、現在は食事の提供等をしていなくても、将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料老人ホームに該当(老人福祉法(昭38法133)29条1項)し、住所地特例の適用対象となることが可能(13条1項)であることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	28	03_医療・福祉	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	医師法第17条 災害救助法第7条	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりとした法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりとした法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。 (制度改正の必要性等) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする。」との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものとするが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりとした法的な枠組みが必要だと考える。 また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html
H27	29	11_その他	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	外務省	A 権限移譲	旅券法第2条、第4条、第5条の2、第8条 等	自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。 (制度改正の必要性等) 徳島県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらうよう要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自治体職員に「公用旅券」が発給されてもよいのではないかと」の指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。 近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。 なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかり裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図れるような措置を合わせて講じる必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(3)(ii)】【厚生労働省(14)】 災害対策基本法(昭36法223) 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平28> 6【内閣府(4)(i)】【厚生労働省(13)】 災害対策基本法(昭36法223) 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、その手続を明確化する等の必要な措置を講じ、平成29年中に地方公共団体に周知する。</p>		<p>【内閣府、消防庁】「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」について(平成29年12月22日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2728</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	32	11_その他	その他	関西広域連合 【共同提案】滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省、内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	【提案にあたっての基本的な考え方】 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分できなければ、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網を掛けていくことが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	34	01_土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理事業法第55条第3項、第136条の3、地方自治法施行令第174条の39	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	土地区画整理事業の事業計画の意見書については、都道府県都市計画審議会に付議しなければならないが、指定都市の区域内で完結する事業に係る意見書については、指定都市の都市計画審議会(指定都市では設置が必須)の付議と改めるよう求めるもの。	【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやりとり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定においても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じるケースがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	35	02_農業・農地	都道府県	愛知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第85条の2	農地防災事業に係る土地改良法に基づく手続の簡素化(要件の緩和)	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続について、地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靱化を推進するためには、地方自治体が自主的に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であっても、通常の土地改良事業と同様に、3条資格者に限り同意が必要となっている(土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。)が、農地以外での効果もあるなど、地域全体で効果を享受するものであり、行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いものと思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合にあっては、3条資格者の同意手続を省略する措置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきたい。 【支障事例等】 農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例えば、湛水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域内の宅地等の浸水を防止する効果もある。 したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事業であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条第6項の3条資格者の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000ヘクタール以上等、国営土地改良事業を念頭に置いたものと思われるため、市町村の発意により都道府県が事業を実施することは困難な状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【消費者庁】 (1) 特定商取引に関する法律(昭51 法57) 複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平28> 4【消費者等】 (1) 特定商取引に関する法律(昭51 法57) 複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化することとし、両者の執行部門を結ぶシステムの拡充や連携強化に向けた情報交換の促進に係る通知の発出等の取組を平成29 年度中に行う。		【消費者庁】「特定商取引に関する法律等の施行について」(平成29年11月1日付け)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2732	
5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平28> 5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法(昭29 法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55 条3項)については、平成29 年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。		【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総行第294号) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(概要) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(要綱) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第322号) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(新旧対照条文) 【国土交通省】【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(読替表)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2734	
6【農林水産省】 (1) 土地改良法(昭24法195) 土地改良法に基づく土地改良事業において、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続の省略等が可能な施設更新事業(85条の3第2項及び3項並びに87条の2第4項)については、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすること、関係土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものであることの要件に適合する旨を判断するための留意点を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。			【農林水産省】都道府県営土地改良事業における同意省略等の留意事項について(平成28年2月24日付け農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐(土地改良事業指導班担当)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2735	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	36	04_雇用・労働	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	<p>【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情に応じ、産業振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介等を一体的に実行することで、より効果的な推進が可能。また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。</p> <p>【現行制度の支障事例】 国は、H27年1月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。 ○本県の一体的実施「あいち労働総合支援フロア」に係る予算等 人員:26人、予算:207,260千円 ○県内のハローワーク箇所数:16か所2出張所</p> <p>【懸念の解消策】 ①雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキュリティの基でアクセス許可を受けることで可能。 ③全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。 ④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【厚生労働省】</p> <p>(1)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。</p> <p>(i)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。 国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。 地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。 地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。 地方公共団体が行う無料職業紹介により求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知するとともに、事業主に平成27年度中に周知する。 国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 <p>(ii)地方公共団体がハローワークを活用する枠組みについて雇用対策における国と地方公共団体の連携(雇用対策法31条)について、新たに以下の枠組みを創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携して取り組むための協定を締結できる。 協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所掌事務を対象とすることができる。 協定においては、例えば、運営協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業((iii)の一体的サービスの実施等)などの事項を定める。 地方公共団体が協定の内容全般等国の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。 <p>(iii)一体的サービスの実施について</p> <p>国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策(福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等)を一体的に実施するサービス(以下「一体的サービス」という。)を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成28年度から講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと、要望の標準的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。 一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に1回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。 国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 一体的サービスにおける利用者登録票については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体に求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。 このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実行する。 					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	37	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることなどから、類似する高等学校等就学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。	【制度改正の必要性】 高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給することとされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学している子ども、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等学校等就学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制度となっている。 このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等就学支援金制度に合わせ、「就学支援金の対象となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。 【支障事例等】 県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易である。一方、県外保護者の場合、直接県担当課において申請を受け付けている。そのため、昨年は他の46都道府県担当課に対して管内の私立学校へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。 また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、支給対象者ではない方からの申請もあり、不支給の理由をその都度説明した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	41	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校卒業程度認定試験規則	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している事務について、国で実施すること。	【制度改正の必要性】 本県では、高等学校卒業程度認定試験関連業務として、会場や監督・看護師等の確保、会場管理者等との打ち合わせ、監督者の指導、問題受領と保管、試験実施のための実施要項の作成、受験者名簿や写真票の整理、解答整理などを実施しており、事務の執行にあたっては、職員の主要な業務の一つとして位置付けざるを得ない状態にある。 当該業務を都道府県で執行する法令による根拠がなく、文部科学省の局長名による依頼文で協力を求められ任意で協力しているが、本来、当該業務は国が実施すべきものである。 なお、会場代等の実費については文部科学省から措置されているが、県が任意で協力している人件費相当額については、措置されていない。 【支障事例】 受験者が非常に多い本県では、昨年度は年2回の試験で合わせて1,200名以上が受験した。試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、約5日間にわたり担当グループ4名が専従して対応したほか、試験当日は他課からの応援を含めて、それぞれ29名の職員が、この業務に従事した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	43	08_消防・防災・安全	都道府県	愛知県	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法第26条に関する告示(平成12年5月12日自治省告示第106号「予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件」)	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る変更承認事務の都道府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める消防庁長官の承認を要する事務のうち、交付決定後の入札減による補助金額の変更承認事務については都道府県知事へ委任すること。	【制度改正の必要性】 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条アにおいて、補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当該条項に該当する事案のほとんどは、交付決定後の入札減による補助金額の変更に関するものである。(入札減により、基準額を下回る場合に変更承認が必要。) 補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)から提出される実績報告書に基づく額の確定事務の権限については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第16条)ことを鑑みると、入札減に関するようなものについては、都道府県知事が行うこととしても差し支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。 なお、当該事案に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度)ではいずれも5件である。 【支障事例】 現行では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減少し、書類審査の迅速化も見込まれる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>(iv) 国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体間での人事交流を推進する。 ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成28年中に周知する。 ・各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成27年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 					
<p>6【文部科学省】 (9) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金) 高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25 法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22 法18)の平成28 年度までの施行状況とあわせて検証し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【文部科学省】 (1) 学校教育法(昭22 法26) (i) 高等学校卒業程度認定試験(90 条1項)の実施方法については、国が実施(地方公共団体以外への外部委託による実施を含む。)する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【総務省】 (11) 緊急消防援助隊設備整備費補助金 補助金交付決定後の入札による補助金額の減額については、都道府県知事が補助金の額の確定に係る事務として処理することが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>			<p>【総務省】緊急消防援助隊設備整備費補助金等の交付決定後の入札による補助金額の減額に係る取扱いについて(平成27年12月22日付け消防庁消防・救急課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_43</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	45	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第69条の38、第203条の2 地方自治法施行令第174条の31の4、第174条の49の11の2	介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲	現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と一体的に行うことができるようにするもの。	介護保険法第69条の38の規定は、介護支援専門員の業務に対する指導監査について定めたものであり、都道府県知事の事務とされている。一方で、指定居宅介護支援事業者の指定事務、指導監査事務等(介護保険法第79条～第85条)は、すでに指定都市及び中核市に移譲されている。介護支援専門員の配置が必須とされている指定居宅介護支援事業所における不正事案は、当該事業所に勤務する介護支援専門員に起因するものがほとんどであると考えられるが、指導権限を有する者が異なることから、迅速に対応できないケースが生じている。両事務を指定都市及び中核市において一体的に行うことで、より迅速かつ適切な対応が可能になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	46	02_農業・農地	指定都市	さいたま市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条、第11条、第13条第4項 農振法施行令第10条	農業用施設設置を目的とする権利移動を実施する際、農用地区域への編入手続を軽微な変更手続と同様に取扱うこと	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場合のうち、農業用施設の設置を目的とする権利移動を実施する場合については、政令で定める軽微な変更として取り扱うこととする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農振整備計画の基準)の趣旨にかんがみ、優良農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ編入を行っているが、農業の生産性向上などを目的としているにも関わらず、市町村単独で行える軽微な変更とはされず、手続に長期間を要している。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在している場合、手続が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続についても、政令で定める軽微な変更と同様に取扱うこととし、手続の簡素化を図ること。 【具体的な支障事例】 平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域内の軽微な変更として手続を開始したが、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったことから、まず、当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年10月に当該場所の農用地区域への編入が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成26年1月に用途変更が完了した。しかし、建築材料費の高騰などの影響により、集出荷場の建設計画の変更が生じ、変更後の計画が固まったのは、平成27年3月となってしまった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	47	06_環境・衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項、第7条第14項	一般廃棄物処理の処分及び収集運搬についての委託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃棄物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収集運搬について、廃棄物処理業者へ再委託できるよう、要件の緩和をお願いしたい。	本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣類の運搬、再資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を活用し、効率的な運営を行っている。しかし、委託業務のうち、残渣類の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託することで、より効率的かつ安定的に行うことができると考えているが、法の規定によりSPCから収集運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適正な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の受託者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏まえれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。以上から、PPP手法等で包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件の緩和を求める。 ※本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施設の統廃合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。 【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏しく、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負担等の点で非効率な状況となっている。 【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の条件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事前に得る等の対策を講じることにより解消可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (2)介護保険法(平9法123) 介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【農林水産省】 (8)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (iii)農用地区域外の農地に農業用施設を設置することについては、あらかじめ農用地区域に編入しなくても可能であることを明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)を平成27年度中に改正する。			【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(平成28年3月30日付け農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_46	
6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託(6条の2第2項)については、市町村が官民連携(PPP)等の活用により特別目的会社(SPC)へ包括的に業務委託する場合に、市町村、SPC及び処理業者との間で三者契約を締結することなどにより、その業務の一部である一般廃棄物の収集、運搬又は処分を処理業者に担わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。			【環境省】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)(平成28年3月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_47	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	49	03 医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の2 保医発0305第1号平成26年3月5日付け厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2の第2の4(6)ア 保医発0701第1号平成23年7月1日付け厚生労働省保険局医療課長通知「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」	入院中の重度障害者に対するヘルパー派遣要件の緩和	入院中の看護は、医療機関の看護職員のみによって行うという国の通知による規制については、重度障害者のうち意思疎通困難者などが入院した場合に限り、障害特性に精通したヘルパーを派遣できるように規制を緩和すること。	【制度改正の必要性】 入院中の看護については、国の通知により「医療機関の看護職員のみによって行われるもの」とされており、重度障害者が入院した際には、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護を利用することができない。しかし、現実には、重度障害者のうち、意思疎通困難者などが入院した場合、医療機関で特別な看護体制が必要となることから、家族の付き添いを求められるケースもある。重度障害者は、その障害や症状が多様多様なため一人一人介護方法が異なり、特に意思疎通困難者の場合は通常の会話もできず、環境の変化でパニックを起こす場合もある。家族も常時付き添うのは困難なため、日頃自宅で長時間介護を行っているヘルパーでないと対応が難しい。 重度ALS患者については、入院中のコミュニケーション支援者の付き添いが認められているが、市町村事業であるため、市町村によって対応が異なる。 また、ALS患者以外にも、脳性まひなど、他にも意思疎通が困難で支援を要する重度障害者もいる。そこで、重度障害者のうち、意思疎通困難者など特別な支援が必要な人が入院した場合には、全国共通サービスである重度訪問介護等の利用による、障害特性に精通したヘルパーを派遣できるよう、規制緩和が必要である。 【支障事例】 障害者福祉団体によると、多忙な看護師が重度障害者の多種多様な状況に応じた対応をすることは困難である。また、家族も長時間の付き添いを行うことは、身体的・精神的負担が非常に大きい。やむなく患者自らがヘルパーを雇ったが、重度訪問介護等の利用できないため全額自己負担となった、という事例が示されており、長期間の入院になると患者側の負担が極めて重くなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	50	03 医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省、内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の8第1項(立入検査等)	危険ドラッグに対する警察官への立入検査等の権限の付与	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるよう規定を設け、警察官が単独で立入調査等ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員の立会いのもと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	51	03 医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項	基準病床数の廃止による地域医療構想における必要病床数への一本化	都道府県の病床数を規制している基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化すること。	【制度改正の必要性】 平成26年の医療法改正により、医療計画の一部として「地域医療構想」を平成27年度以降策定することとなった。 地域医療構想では、平成37年における将来推計人口を使用して医療需要とそれに対応する必要病床数を推計し、構想実現に向けた医療体制整備を進めることとなっている。 一方で、現行の医療計画で定めている基準病床数は、直近人口(＝過去人口)を使用して算定することから、算定基準が異なっている。したがって、医療計画上、整備すべき病床数の基準が2つ存在することになり、整合性に大きく欠けるものとなる。 今後の医療体制の整備は、地域医療構想実現に向けた必要病床の整備を進めていくことが中心となるので、これとは算定基準が異なる基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化するべきである。 また、病床の整備には検討期間も必要であることから、整備着手は次期医療計画の開始年次(平成30年)となることもやむを得ないが、次期医療計画においては基準病床数を廃止して地域医療構想における必要病床数に一本化するという方針が早期に示されなければ、検討を進めることができない。 【支障事例】 本県では、75歳以上の人口が平成22年には約58.9万人であったが、平成37年には約2倍の約117.7万人になると予想され、それに伴う医療需要の増大が見込まれることから、病床を大幅に整備していく必要がある。 しかし、基準病床数では地域医療構想で算出する必要な病床数を整備することができず、構想の実現に大きな支障をきたすことが想定される。(本県の現在の基準病床数は49,623であり、既存病床数とはほぼ同数である。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) 障害者であって意思疎通を図ることに支障がある者の入院については、当該障害者に意思疎通支援を行う者が付き添うことが可能であることを明確化することについて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて(平成28年6月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2749</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	52	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条19号等 創業・第二創業促進補助金募集要項	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行える。創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に向かかなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	54	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法施行規則第4条	コージェネレーション設備に係る緑地率等の緩和	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、コージェネレーション設備を追加すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるので、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%～80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%)。 太陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10基分)を超えた。環境負荷低減技術も低NOX化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。 長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコジェネの発電電力量は電源構成の11%(1,190億kwh程度)の導入促進を図るとしており、コジェネの推進は必須である。 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコジェネ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、近隣の住民対策上もコジェネを設置できる場所が限られているため、コジェネに必要な面積(約70㎡、発電能力300kw)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	55	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国住街第188号平成23年3月25日付け「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」 建築基準法第52条第14項第1号の許可準則	コージェネレーション面的利用時の廃熱利用機器に係る容積率の緩和	平成23年3月25日付け国交省通知(技術的助言)及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則において、廃熱の供給側であるコージェネレーション設備だけでなく、廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例として明記すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるので、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%～80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%) 複数の施設でコジェネの廃熱を面的利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます重要となる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するためには、コジェネからの電気・熱を面的に利用する必要があり、そのためには受入先のインセンティブも必要である。(廃熱の供給側であるコジェネ設備については、容積率制限の特例が認められているが(上限は基準容積率の1.25倍)、受入側の廃熱利用設備は明記されていない) 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則を改正し、コジェネの廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例に明記することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡)では廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減ってしまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【経済産業省】 (10) 産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	56	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条第15号	公営住宅建替事業の施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	<p>【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくりや維持管理費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年次までに10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地での建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。</p> <p>【支障事例】 任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくするため、あらかじめ長期間入居募集を止める必要があり、団地を廃止するまで空き室が生じその分の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。</p> <p>【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営住宅法第39～43条で入居者保護の規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借地借家法第28条(正当理由)の特例として明渡請求を行うことが認められていると解すべきである。現地要件を緩和してもこれらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	58	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の特例の期間延長	現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、2年以内の期間(やむを得ない理由があれば2年の延長可)に限られているが、その期間をさらに延長し、最大10年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規制を緩和すること。	<p>【制度改正の必要性】 平成16年の国における「保健所長の職務の在り方に関する検討会」の議論を踏まえ、保健所長の医師資格要件の特例が認められた。しかし、当時と比べて公衆衛生医師の採用は大変厳しくなっており、本県においては、1人の保健所長が2か所の保健所長を兼務する事例が生じている。複数保健所の兼務は、健康危機管理上や対外的に適切なものではなく、地域保健の水準が低下してしまう恐れも懸念される。また、平成16年に26名いた本県の公衆衛生医師は、現在は17名まで減少しており、平均年齢は55.1歳と、今後10年間で約半数以上の職員が定年退職となる。そのため、医学系雑誌への求人広告掲載や、厚生労働省への医師派遣依頼等の様々な求人活動を実施しているが、採用は1名程度である。今後も、幅広い視点から強力に採用活動を行っていくが、若手医師を採用できたとしても保健所長となるには、10年程度の実務経験が必要になる。そこで、複数名の公衆衛生医師の確保及び育成ができるまでは、医師以外の者を保健所長に充てていかざるを得ないと考えており、そのために最大10年間、保健所長になれるよう規制を緩和することが必要である。</p> <p>【支障事例】 医師以外の者を所長に充てる場合は、地域保健法施行令第4条第2項により2年以内の期間(やむを得ない理由がある場合は1回に限り2年の延長が可能)に限られているため、養成訓練期間に見合わないことや4年後の処遇が問題になるなど、人材活用が困難である。 本県において、専門職の保健所長の登用も検討したが、4年後の異動先も同時に考えた結果、課所長級の専門職の異動先がなかったため、登用を見送った例がある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (i) 公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (2) 地域保健法(昭22法101) (i) 医師以外の保健所長については、施行令に定める期間(最大4年)が満了する時点においてもなお、一地方公共団体の全ての保健所長に医師を充てるのが著しく困難であると当該地方公共団体の長が判断した場合に、同一保健所で4年を超えない限り、当該地方公共団体の他の保健所において引き続き保健所長に充てることできるとともに、この場合であっても公衆衛生医師確保の計画を作成するなど当該地方公共団体による一層計画的な取組が必要であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ii) 公衆衛生医師確保の先行事例を収集し、地方公共団体へ平成27年度中に情報提供するなど、地方公共団体における公衆衛生医師の確保に係る支援を行う。</p>			<p>【厚生労働省】公衆衛生医師確保の先行事例の情報提供について(平成28年3月25日付け厚生労働省健康局健康課地域保健室事務連絡) 【厚生労働省】「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」の運用等について(平成28年3月25日付け厚生労働省健康局健康課長通知) 【厚生労働省】公衆衛生医師確保に向けた取組事例集(平成28年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2758</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	62	03_医療・福祉	都道府県	富山県	厚生労働省	A 権限移譲	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項、第9項、同法第81条、施行令第80条第2項第5号(承認基準) 「薬事法施行令第80条第2項第5号に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」 S45.10.19厚生省告示第366号(一般用漢方製剤) H24.8.30薬食審査発0830第1号	承認基準のある医薬品製造販売の地方承認権限の拡大	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品等のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象外となっている抜いの見直しの検討を行い、承認権限を都道府県に移譲することを提案する。	【提案理由、権限移譲の必要性】 かぜ薬等15薬効群の一般用医薬品の承認審査については承認基準が策定されており、これに基づいて審査が行われている。医薬品を製造販売をしようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、承認基準に合致する医薬品のうち画一的な審査ができる範囲の医薬品については、承認の権限が都道府県知事に移譲されている。 この都道府県知事が承認する医薬品の範囲が厚生労働省告示で定められているが、承認基準の範囲内でも一部地方委任の対象から除外されている。 昨年の提案の結果、これまでに、一般用医薬品の承認基準のうち、かぜ薬等4薬効群について、また、医薬部外品については、薬用歯みがき類等5製品群について地方委任の範囲拡大が図られるとともに、今後も必要に応じて改正する予定とされた。昨年の結果を踏まえて、本年は業界の要望が強く、日本薬局方に定められた規格基準に基づき、都道府県でも十分審査が可能と考えられる一般用漢方製剤に関する地方委任の範囲の拡大を提案するもの。 【具体的な支障事例】 大臣権限の一般用医薬品の承認には、都道府県知事承認に比べ長期の事務処理期間を要しており、業界からは地方承認の範囲拡大による審査の迅速化を望む声がある。 【期待される効果】 地方委任から除外されている部分を順次見直し、都道府県知事の権限で承認する範囲を拡大することにより、地方による迅速な審査、新製品の早期上市による経済の活性化が期待できる。 【提案実現後の懸念事項及び解決方策】 新たな地方に移譲される審査事務については、県ごとの事情により円滑な審査について懸念も考えられるが、審査要領の整備や審査担当者の研修の実施等により解消できると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	63	11_その他	都道府県	富山県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年 8月25日付総行市第200号総務省自治行政局長通知)	連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和	現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。意欲ある地域を応援するため、中核市未達の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用に意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未達の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	64	07_産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	液石法第37条の4第1項 高圧ガス保安法第5条第1項(又は第14条第1項)	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	LPガス新型バルクローリ※1について、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリで、一定の安全装置等を備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【厚生労働省】 (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であつて、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。 ・一般用漢方処方製剤(平成28年度中) ・生薬単味製剤(平成29年度中)			【厚生労働省】一般用漢方製剤製造販売承認基準について(平成29年3月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】一般用生薬製剤製造販売承認基準について(平成29年12月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について(平成29年3月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について(平成29年12月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) 【厚生労働省】「承認基準の定められた一般用医薬品の申請書の記載及び添付資料の取扱い等について」の一部改正について(平成29年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知) 【厚生労働省】都道府県知事が承認する漢方製剤の製造販売承認事務の取扱いについて(平成29年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知) 【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件(平成29年厚生労働省告示第358号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2762	
6【総務省(12)】【国土交通省(18)】 連携中枢都市圏構想推進要綱 連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【総務省】連携中枢都市圏構想推進要綱の一部改正について(通知) (平成28年4月1日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2763	
6【経済産業省】 (2) 高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)における製造の許可(高圧法5条1項)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)における充てん設備の許可(液石法37条の4第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の許可を同時に申請する場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安院)及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」を平成27年度中に改正する。あわせて、事務処理の軽減に伴い、地方公共団体の判断で条例により手数料の減額等を定めることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。			【経済産業省】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律および関係政省令の運用及び解釈についての一部改正について(平成28年3月30日付け経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知) 【経済産業省】高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等についてを定める規定(平成28年3月30日付け経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2764	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	65	07_産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第5条第2項第1号第17条の2第1項第60条	高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバポレータ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコールドエバポレータは、事業者により「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出ることができることは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。 ■処理能力 1日30㎡以上100㎡未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30㎡以上300㎡未満) ■貯蔵量 300㎡以上1,000㎡未満(不活性ガスの場合は300㎡以上3,000㎡未満) 【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	66	06_環境・衛生	都道府県	富山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第15条、第15条の2、平成25年3月29日付け 環産産発第1303299号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分」の指針について(通知)	自社の中間処理残渣に対する廃棄物処理に関する規制の緩和	現在取引価値がないため廃棄物として扱われている産業廃棄物中間処理残渣について、バイオマス燃料として確実かつ適切に利用することができるものについては、取引価値がなくとも廃棄物として扱わない解釈とするよう「行政処分の指針について(通知)」の改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施設(発電設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都道府県知事許可)の対象となる。 なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能なものであれば、その燃料を使用した施設は発電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料として使用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設となると、環境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのでなんとかならないか」という相談もあり、処理業者が自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなされることが、処理業者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。 一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を最重要視した政策を掲げていることから、廃棄物由来バイオマスの有効利用促進につなげるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社燃料として有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分の指針について(通知)」の改定を提案する。 【期待される効果】 従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費)の削減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が期待される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	67	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第2条同法施行規則第1条	「持続性の高い農業生産方式に係る技術」の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 エコファーマーの認定対象となる「持続性の高い農業生産方式の技術」は、現在、3区分17技術(有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているところであり、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に取り組む農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した病害虫防除・被害軽減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定着している。 このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。 【具体的な支障事例】 富山県内において、化学合成農薬の使用削減技術として、食品添加物やでんぷんを原料とした新しいタイプの農薬(商品名:アカリタッチ、粘着くん等)を使用してダニやアブラムシの防除(虫体を被覆し気門封鎖することで殺虫)に取り組む農業者がみられる。 これらの農薬は、その成分から人畜や生態系に及ぼす影響が少なく環境にやさしい持続的な農業につながるものであるが、施行規則で規定されている技術(化学合成農薬低減技術)に該当しないことから、エコファーマーの認定が困難となる状況が見受けられる。 【期待される効果】 エコファーマー認定取得者の拡大、持続的な農業生産方式の面的拡大、環境負荷の低減	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【経済産業省】 (1) 高圧ガス保安法(昭26法204) コールドエバポレータに係る第二種製造者の届出(5条2項1号)及び第二種貯蔵所の届出(17条の2第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の届出を同時に行う場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安院)を平成27年度中に改正する。</p>			<p>【経済産業省】高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等についてを定める規定(平成28年3月30日付け経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2765</p>	
<p>6【農林水産省】 (13) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平11法110) 持続性の高い農業生産方式に係る技術(施行規則1条)については、関係都道府県の意向等を調査し、同条3項に新たな技術を追加する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	68	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第1項 土地改良事業関係補助金交付要綱	補助公共事業の変更手続きの簡素化	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業については、当該事業の補助要綱により、農林水産大臣が定める軽微な変更以外は、農政局との協議が必要となっている。協議が必要なもののうち「地区ごとの重要な事業内容の変更」について、農政局との協議の廃止を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 農山漁村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。 (平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山漁村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じた扱いにしようとするもの。) 【具体的な支障事例】 H24年度は実施地区の11%(18地区)が補助事業であったが、平成27年度は73%(88地区)が補助事業を活用しており、補助事業を実施する地区が増えている。 平成24年度の交付金事業実施地区では、補助事業であれば協議が必要となる事業の内容変更が約25回あったが、農政局協議が不要なことから、円滑な事業実施が可能であった。しかし、補助事業では、事前に農政局へ協議し承認を得る必要があることから、補助事業の増加に伴い協議案件も増えることが想定され、個別地区における事業の円滑な進行に支障がでるおそれがある。 【期待される効果】 地方による予算の機動的な運用が可能となり、事業の円滑な進行により地域の基盤整備に資する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	70	10_運輸・交通	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第54条 港湾法施行令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国有港湾施設の他用途使用時の国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の責任と裁量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 国直轄工事に生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。管理委託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させる際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共団体でもある港湾管理者の責任と裁量に委ね、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	71	02_農業・農地	中核市	大分市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第18条第1項及び第3項、第59条の2 (第4次一括法第36条)	農地または採草放牧地の賃貸借の解除等の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務・権限を、中核市市長へ移譲する。	【制度改正の経緯】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと改正されました。 【支障事例】 過去に、市街化区域の農地を転用する際に残存小作権がついていることが判明し、合意解約を求めたが離作料の金額面で容易に合意に至らなかったことから、農地法18条第1項の手続きについて説明したことがあります。その際は、都道府県知事の許可が必要な旨を説明したものの、許可までの期間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短縮できないのかと意見がありました。 【制度改正の必要性】 農地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認定と意見を記載した意見書を都道府県知事に送付するようになっています。その後、都道府県知事が都道府県農業会議の意見を聞くこととなっていることから、許可まで長期間を要することとなります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益につながります。 【懸念の解消策】 賃借人からの解約申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否かを判断をする事案が想定されます。事例が少ないことが想定され、難しい判断になることが想定されますが、都道府県関係部署の助言や、都道府県農業会議の意見を聞くことで適正な判断が可能であると考えます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	72	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種実施規則第5条の2	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	【背景】 現在、予防接種法による保護者の定義が「親権者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合には施設長等が親権代行する) 施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることとしているが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。 【支障事例、制度改正の必要性】 予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。 保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得よう働きかけることができるが、保護者と連絡が取れない場合はそういったことが不可能。 そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (15) 土地改良事業関係補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議については、農林水産大臣の承認が不要な場合を追加する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【農林水産省】土地改良事業関係補助金交付要綱(平成29年3月31日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2768	
6【国土交通省】 (4) 港湾法(昭25法218) 国有港湾施設を他の用途・目的に使用する場合の国の承認(施行令17条の4)については、適正な公共利用を確保しつつ円滑な実施を図るため、制度の適正な運用に資する処理要領とともに申請の要否の判断に資する例示を、港湾管理者に平成28年中に通知する。			【国土交通省】国有港湾施設の適切な管理について(平成28年6月23日付け国土交通省港湾局総務課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2770	
-	-	-	-	-	-
6【厚生労働省】 (6) 予防接種法(昭23法68) (i) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (ii) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。			【厚生労働省】児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について(平成27年12月22日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知) 【厚生労働省】予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について(平成28年3月31日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知) 【厚生労働省】予防接種実施規則の一部を改正する省令新旧対照条文	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2772	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	73	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	措置延長された者に対して一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護の委託を含む。以下「一時保護(委託)」という。)措置を実施できるように弾力化することを求める。	【現行制度】 児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。 一方、児童福祉法上の「児童」の定義が18歳未満であることから、法第33条の一時保護(委託)措置については、措置延長がなされている者であっても満18歳に達したことをもって行うことができない。 【制度改正の必要性】 次のように、昨今、18歳未満の入所児童等と同様に、満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者についても、児童相談所において一時保護措置を行う必要性が生じるケースが増えてきている。 ・措置延長された者が施設内で他児童との間の問題や施設への不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。 ・施設側から、指導等に従わない入所児童の対応に苦慮して援助を求められた場合、一時保護又は他施設等への措置変更等を行うことが望ましいが、満18歳を超えている場合、児童相談所として措置ができない。 【懸念の解消策】 児童福祉法上の「児童」の定義を変えるのではなく、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支援)を継続できるように弾力的な対応ができるようにしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	74	06_環境・衛生	一般市	滑川市	経済産業省	A 権限移譲	砂利採取法採取計画の認可《法第16条》、認可の基準《法第19条》、変更の認可等《法第20条第1項・同2項・同3項》、認可採取計画の変更命令《法第22条》、緊急措置命令等《法第23条第1項・同2項》、廃止の届出《法第24条》、認可の取消し等《法第26条》、報告の徴収《法第33条》、立入検査等《法第34条2項》、都道府県知事への通報等《法第36条第3項》、聴聞の特例《法第38条第1項》、国等に対する適用《法第43条》	採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村がその役割を適切に担えるよう権限移譲を求めるもの。	富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。 このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。 このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘案されないまま認可されれば、貴重な地下水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等がすすみ、生活・環境などの面で悪影響が出る懸念が懸念されます。 砂利採取法第36条では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務が課されていますが、本県では防災上問題がある場合にのみ県と関係市町村が協議することができるとされており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。 このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内では、採取の認可が下りた場所から地下水が漏れ出し、溢れかえっているというような事例も発生しています。また、採取した場所を埋め戻す際、ダイオキシンなどで汚染された土壌を使用していた場合、土が締まっておらず、降雨や水田の再開などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害が発生し、通報のあった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。 このことから、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を要望するものです。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	75	03_医療・福祉	都道府県	静岡県、三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項、第7項、医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規第30条の31第1項、第30条の32	基準病床数の算定にあたっての都道府県知事の裁量の拡大	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実状に応じ設定することができるように緩和すべき。	【現状】 現在、基準病床数については、国が定める基準に従い、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の人口規模や医療資源等の違いが反映されない仕組みとなっている。 また、療養病床の算定に当たって、「介護施設で対応可能な数」を減じているが、国は特養への入所は原則要介護3以上と制度の見直しを行ったにもかかわらず、本県が昨年度行った保健医療計画の療養病床の算定に当たっては、要介護1や2も含んだ数を減じることを求められている。 【制度改正の必要性】 保健医療計画の一部である地域医療構想では、地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計を行うこととなっている。 日本医師会や経産省の推計では、将来、療養病床が不足するという推計がされているが、現状の基準病床における療養病床の算定では、地域医療構想における地域の実情に応じた需要推計数に対応することができず、保健医療計画と地域医療構想の間で整合性を図ることができないことが予想される。 また、昨年度の保健医療計画の策定において、県医師会の委員などから、介護保険の施設を増やすと、その分療養病床が減るとするのは、医療機関と介護施設を同じものとらえており、おかしいとの意見が出ている。 このことから、基準病床数の算定にあたっては、療養病床の算定における介護施設で対応できる数を知事の裁量(例えば「介護施設で対応可能な数」を減じる際に、地域の実情に応じ、特養への入所要件に合わせ、減じる数を要介護3以上の入所者数に限るなど)とし、保健医療計画と地域医療構想で整合を図ることができるよう、地域の実態に精通した都道府県知事の裁量の範囲を拡大すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	76	11_その他	中核市	郡山市、太子町、田川市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第19条1項、計量法第21条1項	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。 実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。 また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (i) 児童養護施設等に入所した児童や里親に委託した児童であつて、満18歳を超えて措置延長されている者については、一時保護を行うことを可能とすることについて検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【経済産業省】 (6) 計量法(平4法51) (i) 特定計量器(非自動はかり)の定期検査(19条)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	77	11_その他	中核市	豊田市、山都町	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	78	09_土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第12条第2項、第4項	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く)の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12条第1項および第3項同様、特定行政庁が指定することができるように法改正を求める。	【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主事を置かない市町村は、特定行政庁の指定するものを対象とする一方、国、都道府県、建築主事を置く市町村は、法令で定める床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の裁量の余地がない。現に、豊田市では、倉庫や車庫等、不特定多数の者が使用しない建築物が、民間では対象となっていないが、豊田市役所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主事を置かない市町村の管理する倉庫について、愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有する100㎡超の倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市で100㎡を超える倉庫は、29施設8,568㎡存在し、委託費約100万円/3年に加え、それにかかる人件費も必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道府県、建築主事を置く市町村」の方が広がっている地域が現に存在する。この範囲区分に明確な根拠はないと思われ、実質的に維持保全を確実に行うことが重要であり、不特定多数の者が利用する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(損傷、腐食その他の劣化状況点検)対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」について、書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が少ない用途に供されているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの縮減を図ることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	79	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民生委員法第10条及び昭和28年法律第115号の改正附則第3項	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	【支障事例】 ①豊田市民生委員児童委員協議会からは一斉改選の時期を4月に変更するよう国に働き掛けていくよう要望を受けており、同協議会としても県及び全国の協議会に対して働き掛けていくことになっている。 ②民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や3月末で退職する人など4月1日からであれば引き受けられるというパターンが数件あり、民生委員の欠員及びなり手不足の一因になっている(平成27年4月1日現在、民生委員の定数:569人、うち欠員4人)。 ③年度途中で民生委員の交替がなされるため、就学援助対象者など4月から関係性を築いてきたものが途中で切れてしまうため、民生委員活動への支障が出るとともに、住民にも混乱を与えてしまうことがある。 ④会計年度との相違があるため、年度契約をするボランティア保険で交替する民生委員に係る保険料が無駄になってしまう部分が発生する。 ⑤地区協議会の役員改選が年度途中でなされることになるため、各地区協議会において補助金に係る手続が煩雑になる。 ⑥市、社会福祉協議会、自治会などの各団体の任期が4月-3月がほとんどであるため、民生委員を当該団体の役員とした場合、改選のときは当該団体の役員の任期の途中で交替しなければならないなどの支障がある。 【制度改正の必要性・効果】 上記の支障事例の解消を図ることができる。 【解消策】 一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。 【効果】 民生委員のなり手不足の解消、業務負担の軽減につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	80	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第37条の2、生活保護法施行令第3条	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大	生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略)被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。」という規定を置き、代理納付事由を政令(生活保護法施行令第3条)に定めているが、その列挙事由を追記する。	生活保護受給世帯の中には、病气や障がいを抱えていたり、支援してくれる家族や知人が近くにいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金品から公共料金を支払うことができない人達がいる。このような人達は、生活保護受給世帯として最低生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。 ライフラインは最低生活を送るために必要不可欠であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限度の生活を送ることが可能となる。 よって、下記の項目について代理納付の追記が必要である。 ・ライフライン(電気・ガス・水道)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(5)】【総務省(9)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(22)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2 の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報 及び地方税関係情報を追加する。					
6【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検(12条2項及び4 項)については、当該市町村の長等が建築審査会の同意を得て指定する公共建築物を、定 期点検の対象から除外することを可能とする。					
-	-	-	-	-	-
6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (i)被保護者が使用した電気、水道及びガスの料金の支払いについては、金銭管理支援を 自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができ、必要に応じ て、助言も行うことが有効であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。			【厚生労働省】金銭管理支援の個別支援プログラムの策定について (平成28年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2780	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	81	09_土木・建築	中核市	豊田市、松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	<p>【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。</p> <p>【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及んでいる。</p> <p>【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。</p> <p>【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。</p> <p>【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	86	11_その他	都道府県	秋田県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法附則第7条 地方税法施行規則附則第2条の4	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務手続の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようにすべきである。	<p>【制度改正の経緯】平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。</p> <p>【支障事例】寄附の受入地方自治体にとっての新たな事務の発生】この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。</p> <p>【制度改正の必要性】【懸念の解消策】この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている(総務省ホームページ公表資料)が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地方自治体側の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が図られるようにすべきである。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	87	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の括弧書及び第1号口、同法施行令第4条第1号	漁業近代化資金融通法における国による関与の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続省略に繋がるもの。)	<p>【支障事例】現在、10¹⁰から20¹⁰未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加で必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。</p> <p>一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。</p> <p>本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の手続きに県の意見書を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。</p> <p>以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (ii) 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(施行令9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (ii) 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)(37条の2)については、平成29年度以降に行われるマイナンバー制度を活用した事務の簡素化に係る検討の進捗状況等に関して、地方公共団体に継続的に情報提供を行う。</p>			<p>【総務省】ふるさと納税に関する現況調査結果(税額控除の実績等) (平成28年8月2日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2786</p>	
<p>6【農林水産省】 (7) 漁業近代化資金融通法(昭44法52) 都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限超過に係る手続(2条3項1号)については、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県が上限超過の可否を判断することが可能な仕組みとする。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	88	04_雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業安定法第30条、第31条、第32条の14、第32条の15、第33条の4第2項	職業紹介行為の事業所要件の廃止	地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合における、事業所で行うこととされている職業紹介行為を、事業所以外でも実施できるよう事業所要件を廃止すること。	<p>【規制の概要】</p> <p>地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされるとともに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資産額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。</p> <p>【制度改革の内容】</p> <p>職業紹介行為を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。</p> <p>【支障事例】</p> <p>地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会では、相談者や来場者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができない。このため、求職者は事業所に赴き求職の申し込みをしない限り、職業紹介を受けられない。都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市町村で定期的実施することも多く、求職者にとって身近で相談する機会が確保されているにも関わらず、求人情報の提供等の職業紹介を受けるためには、住居から遠く離れた事業所まで改めて出向く必要があり、求職者の利便性を著しく損ねている。</p> <p>また、合同企業説明会において、企業と求職者の双方が面接を希望した場合であっても、事業所での登録を行ってからの実施となり、迅速・円滑な就職支援の障害となっている。</p> <p>【改革による効果】</p> <p>地域の実情や求職者のニーズに応じた職業紹介(出張相談、合同会社面談会等)が臨機に実施可能となり、求職者と求人者双方の利便性の向上及び地域におけるマッチング機能の強化が期待される。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	89	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直貸方式の場合であっても、保証可能にすること。	<p>【現行制度の概要】</p> <p>沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を借し付ける際にのみ、保証人に加え融資対象物件を担保として徴求しているが、それ以外は保証人の設定のみである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人になろうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思表示をしなければならなくなり、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今まで以上に煩雑になる可能性がある。</p> <p>漁船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直貸方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。</p> <p>なお、県の直接貸付を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方に過度な事務負担を強いることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	90	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条、第22条	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る届出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覧表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とするよう措置すること。	<p>【現行制度の概要】</p> <p>小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出している。これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。</p> <p>【制度改革の効果】</p> <p>届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。</p> <p>【類似事務の状況】</p> <p>沿岸くろまぐる漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (3)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (i)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 (iv)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【農林水産省】 (2)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (i)届出漁業の操業に係る届出(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平6農林水産省令54)19条)については、省令を改正し、漁船の登録の謄本の提出を平成28年5月末までに廃止する。あわせて、都道府県内における届出漁業者をまとめて一覧表の形式で届出を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づく届出書の様式(平7農林水産省告示471)を平成28年5月までに改正する。 また、届出漁業のうち、小型するめい釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告(同省令22条)については、都道府県の意見を踏まえつつ、一覧表の形式で報告を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二條第三項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式(平7農林水産省告示470)を平成28年中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二條第三項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式の一部を改正する件新旧対照条文</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27.90</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	91	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなり、残額は、年度が変わった第5回の交付により精算している。 一方、事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は4～6月に集中しているため、第1四半期により多くの活動費が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障がでないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	93	11_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進交付金交付要綱	地方消費者行政推進交付金に係る活用期限の要件の緩和	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業毎に決められた活用期間内に事業を完了できず、事業実施に支障を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なっていたこともあり、当該基金の活用期間の整理が非常に煩雑であった。今年度、同基金が交付金化され、その交付要綱が定められたが、基金と同様に活用期間の制限が定められているため、当該交付金の活用期限の延長について柔軟に対応できるように要件を緩和すること。	【支障事例】 地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎に活用期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取り組みが始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあつては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要があるが、小規模自治体において、予定されていた年度での相談員設置が遅れる事例が発生している。また、小規模自治体は単独設置以外にも広域連携について模索しているものの、調整に時間を要しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。 また、基金から交付金となったが、活用期限の要件は継続となり、そのことで一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには自治体にとっては期限の設定は支障となる。加えて、相談員が複雑、多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 【制度改正の必要性】 期限を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平成29年度までに相談員を設置できない、またはその用途が立たなくなった場合、交付金対象にならないため、相談員設置を諦める事を危惧している。 結果として消費者庁の意図(全国の自治体に設置)と矛盾することになるため、当該交付金の制限について柔軟に対応していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	94	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条第1項	社会福祉法第7条第1項の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し	地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「精神障害者福祉に関する事項」が除外されており、同事項を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することができないため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、規定の見直しを行うこと。	【支障事例】 地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」とされているが、そのうち児童福祉に関する事項については、「条例で定めるところにより、同審議会で調査審議できる」(同法第12条第1項)との特例規定がある。 最近の障害者施策の流れとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止)など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなっているため、本県の審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見た意見が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除外されているため、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。 また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に係る施策について、社会福祉審議会において横断的かつ一体的に議論することも求められている。 【制度改正の必要性】 本県では、上記の支障事例を踏まえ、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。 なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉審議会は必置とされているのに対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉審議会は必置とされていないことから、地方社会福祉審議会の調査審議事項から除外しなければならない理由はないものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	95	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第11条第1項	社会福祉法第11条第1項の規定による地方社会福祉審議会に係る専門分科会の設置の弾力化	地域社会福祉審議会には「身体障害者福祉専門分科会」が必置(社会福祉法第11条第1項)となっており、精神障害福祉を含めた障害者福祉全体に関する事項を調査審議するための専門分科会等が設置できないため、設置の弾力化を図り、地域の実情に応じた専門分科会の設置が可能となるよう、規定の見直しを行うこと。	【支障事例】 本県では、社会福祉審議会に、専門分科会として民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法第11条第1項)を設置するとともに、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会(同条第2項)を設置している。 精神障害に関する議論では、その障害特性に特化したものだけでなく、障害者の高齢化や、親亡き後の問題、さらには地域移行の問題など、3障害共通の課題が多いが、現行法において同審議会で精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項全般を議論することができない上に、専門性が求められる個別分野に関して議論を行う必要があっても、精神障害者福祉に関する専門分科会を設置することができない状況である。 【制度改正の必要性】 専門分科会の設置について、弾力化を図り、地域の実情に応じて専門分科会の設置を可能とするため、同法第11条第1項の規定の見直しが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (19)水産多面的機能発揮対策交付金 水産多面的機能発揮対策交付金については、事業の効果的な実施を行う観点から、毎年度可能な限り、事業執行の支障を来さないよう、地方の実態を勘案した支払計画を策定する。					
6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。					
6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	96	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項	医療法第7条第3項の規定による診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲	医療法第7条第1項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の権限に移譲済み。一方、同条第3項の規定による診療所の病床設置等の許可等については、未移譲。 医療計画に基づき病床を管理する上で、病院と診療所の取扱いを区分する理由は見当たらず、診療所についても指定都市の市長に権限を移譲すること。	【制度改正の趣旨】 病院と診療所の取扱いを区別する理由が見当たらない。 【制度改正の経緯】 今般の法改正で、指定都市の市長が病院の開設許可等を行う場合、都道府県知事に協議し、同意を求めるとされているが、条例による事務処理特例制度を活用し、診療所の病床設置許可等の権限を指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求める仕組みがなく、病床の管理面から見た場合、整合性がとれていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	97	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(H18.9.29付け国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡)	自家用有償旅客運送に係る有償の考え方の見直し	行政が地域の需給を確認するための実証実験を行う等委託者が運送経費の全額を負担して、サービスの利用者から直接の負担を求めない場合も有償交通としての登録が必要となり、交通不便地域の共助による利便性向上対策が進まないため、有償運送に該当するとして登録を要する事例の見直し(有償運送に該当せず、登録不要な事例の拡大)を行うこと。	【現行制度の概要】 道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。 個々具体的な行為が有償運送として、登録等が必要であるか否かについては、国土交通省自動車交通局旅客課長名の事務連絡により、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われる事例、有償運送に該当する事例等が示されている。 【支障事例】 行政が取り組む(運送サービス利用者に負担を求めない)需要実証調査も有償運送とみなされるため、運営協議会における関係者間で必要性、対価等について合意を得る必要があるとともに、より有効な運行経路を模索するための機動的な実証作業も困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	98	01_土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳するところがあるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域等を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	99	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」(H15.6.11農林水産事務次官通知)	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業・木材産業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。 なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令3条の3)</p>					
—	—	—	—	—	—
<p>6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(12)】【農林水産省(6)】【経済産業省(3)】【国土交通省(8)】【環境省(1)】 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>					
<p>6【農林水産省】 (11)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【農林水産省】「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(平成28年3月18日付け農林水産事務次官通知) 【農林水産省】「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成28年3月18日付け林野庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2799</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	100	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」(H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知) 「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業就業促進資金制度の運用について」(H8.5.24林野庁長官通知)	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにもかかわらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	101	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにもかかわらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	102	09_土木・建築	施行時特例市	長岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱第7 2項及び3項	社会資本整備総合交付金事業における「年度間調整」について	社会資本整備総合交付金について、次年度以降における交付限度額の増額交付、計画期間内における年度間調整等、制度・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回った場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該年度の交付決定額を越えて実施しても、翌年度の交付限度額における増額調整は認められていない。 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右している。 【支障事例】 当市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が執行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び狭あい道路の拡幅など多くの事業で先送りを余儀なくされた。交付決定の段階で地方の予算は確定しているが、特定財源の担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果となっている。 【制度改正の必要性】 国に提出した社会資本総合整備計画で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行は市町村が自由にできるようになれば、当該年度の交付額が少なくても、市町村は、予算額に合わせて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整(交付金が余れば翌年度の交付限度額から減額)だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以降における交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的な予算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>6【農林水産省】 (12) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(平成28年3月16日付け農林水産事務次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27101</p>	
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	104	02 農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き	農業用施設等の災害復旧事業制度に係る事務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助率増高申請等を国に行う場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を簡素化する。	<p>【制度の概要】 農地及び農業用施設の災害復旧事業の補助制度において、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条による補助率増高申請や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条による特別措置適用申請を行う場合には、関東農政局監修の「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」(以下、手引きという。)により、字切図及び高率補助該当調査表等を添付する事が義務付けられている。 これらの添付書類は、手引きに詳細なルールが記載されており、作成に労力を要するものとなっている。</p> <p>【支障事例】 千葉県では、東日本大震災や平成25年台風26号の際等に、本制度を活用したところであるが、添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担となった。 例えば、東日本大震災の際に、県内のある市では、190件の申請を行うこととなり、資料作成を外部へ委託せざるを得なかったため、840万円(延べ200名以上)を要した。</p> <p>【支障事例の解決策】 特に作成に労力を要する字切図は、手引きによれば、受益地の範囲及び関係耕作者の確認をする資料であるが、既存の図面(関係事業の計画平面図等)に受益範囲を明示したもので代用でき、また高率補助該当調査表については、手引きによれば、関係耕作者の実数を確認する資料であるが、申請者(市町村等)であれば受益者の特定は容易であり、土地改良法第29条第1項による組合員名簿や土地原簿等により代用できると考えられることから、特に大規模災害等で被害件数が多い場合は、これらの書類について既存の資料での代用を認めて頂きたい。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	105	06 環境・衛生	都道府県	栃木県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項2号	最終処分場の立地規制基準の設定及び地域の裁量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を定めている廃棄物処理法第15条の2第1項2号における「適正な配慮」の具体例として、最終処分場が過度に集中する地域に対する総量基準や距離制限などを明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込む。	<p>【制度改正の経緯】 本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまでに100を超える最終処分場が設置されてきた。 そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、広域的な問題となっている。 本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当たってきた。 しかし、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法における許可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間の距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込む。</p> <p>【支障事例】 指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、許可申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得ない。 指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加し、その結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中立地に歯止めがかけられなくなることが懸念される。 これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、厳しい状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予想される。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	106	07 産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2、第6条～第10条	工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務の町村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係る地域準則の条例制定権限及び届出等の権限を都道府県から町村へ移譲する。	<p>【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積率等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (3) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭37法150) 補助率増高申請書(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭25政令152)4条)及び特別措置適用申請書(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭37政令403)18条)を提出する場合に必要とされる字切り図及び高率補助該当調査表については、既存の資料での代用が可能であることを明確化するため、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引きを平成27年度中に改正する。</p>			<p>【農林水産省】災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について(平成27年度)(平成27年10月29日付け農村振興局整備部防災課総務班長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27104</p>	
<p>5【経済産業省】 (1) 工場立地法(昭34法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設届出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の催告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)</p>					